

下呂市広告宣伝等支援事業

原油高や物価高騰に伴い市内事業者の経営悪化が懸念されるため、売上回復や販路拡大を目的とした広告および宣伝活動等を行う事業者を支援します。

制度名		下呂市広告宣伝等支援事業補助金
補助対象者		市内に事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業者で、市税等の滞納がない方
補助対象経費		商品の PR や誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する次の経費。 ・印刷製本費…印刷事業者等へのチラシ作成に係る費用等 ・掲載料 …雑誌や WEB 広告等への掲載料等 ・委託費 …委託に係る費用 ・消耗品費 …チラシ等作成に係る事務用品代等 ※カード払いの支払い注意。支払いが翌月以降になるため、令和 7 年 5 月 16 日（金）までに支払いが完了していること。
補助対象外経費		<u>次の経費は補助対象となりません。</u> ・備品購入に要する経費（パソコンやプリンターなど消耗品の枠を超えるもの） ・年間を通じて使用する広告物作成経費（HP やパンフレット、のぼりや看板など） ・市外の事業所のみで使用する広告宣伝の経費 ・他の補助制度により補助金等の交付を受けている経費 ・雇用に関する広告宣伝経費
補助率・補助額等		・補助限度額 1 事業者につき <u>5 万円</u> ・補助率 補助対象経費の <u>3/4 以内</u>（千円未満の端数切り捨て） ・申請回数 1 事業者につき 1 回限り ※予算額に達し次第、申請の受付を終了します。（予算上限額 3,000 千円）
交付申請	申請期間	令和 7 年 1 月 30 日（木）から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで <u>※補助対象事業に着手する前に交付申請を行ってください。</u>
	提出書類	(1) 交付申請書（様式第 1 号） (2) 補助対象経費の明細が分かる書類の写し（見積書など） (3) その他参考書類
実績報告	報告期限	令和 7 年 5 月 19 日（月）まで ※補助金は交付請求手続きをしていただいた後に支払われます
	提出書類	(1) 実績報告書（様式第 5 号） (2) 補助対象経費の明細が分かる書類の写し（請求書など） (3) 支払いを証明する書類の写し（領収書など） (4) 成果物または成果物が分かる写真など（チラシや WEB 広告画面など） (5) その他参考書類 ※ 補助金交付請求書（交付額確定後に提出）